

○財務省告示第三百三十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十二年九月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年十月七日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百十

回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において決定を受けた各申込みの応募



六

イ

発

入 価 入 価  
札 格 行 札 格  
発 競 発 競  
行 争 額 行 争

ロ

札 非  
発 競  
行 争  
入

ハ

国 債 市 場

で 八 十 八 億 五 千 七 百 万 円  
た 利 付 国 債 に 関 する 法 律 第 四 十 六  
条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し  
た 利 付 国 債 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し  
た 利 付 国 債 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し

ニ

国 債 市 場

特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六

千 九 百 三 十 三 億 円

お け る 財 政 運 営 の た め の 公 債 の

計 八 十 一 億 九 千 九 百 九 十 六 千 九 百 七 十 一

額 面 金 額 で 一 兆 九 千 九 百 七 十 一

十 十		九 八		七			
イ 一		振 額 最		イ 払			
入 札 発 行	価 格 競 争	替 単 位	低 額 面 金	行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 格 競 争	込 金 額	行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 格 競 争	
格 十 五 銭 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価	額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 四	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	百 三 十 七 億 三 千 七 百 九 十 万 円	千 九 百 二 十 四 億 三 千 五 万 円	一 兆 九 千 八 百 八 十 一 億 五 千 三 百 八 十 九 万 円	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し
	平 成 二 十 二 年 九 月 二 十 一 日	す る 。 数 倍 の 金 額 に よ る も の と				で 百 三 十 八 億 円	



十四 初期利子

は外国法人が適用を受ける所  
得税の税率を乗じた金額を  
控除することができる。  
平成二十三年三月二十日を  
期とし、次の算式により算  
出た金額を支払う。ただし、  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う。  
以下、次号及び第十六号に  
規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月  
二十日を、その日以前六月  
間に属する利子を支払う。

十六 償還期限

平成三十一年九月二十日

十七 償還金額

額面金額百円につき百円

十八 元利支

日本銀行

十九 払入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十二年九月二十一日